

円滑な老後の対策



東京司法書士会会員 簡裁訴訟代理関係業務認定会員

司法書士 ニ上パートナーズ事務所

ふた がみ

司法書士 **ニ上 良男**

東京都豊島区南大塚3丁目44番11号 フサカビル1階

JR山の手線大塚駅南口2分

電話番号 (03) 3989-1919

FAX (03) 3989-1946

メールアドレス : futagami@coral.ocn.ne.jp

はじめに

平成25年「円滑な相続対策への道」の冊子を発行しましたが、改訂版としてその2をこの度、6年振りに発行させていただきました。

急速な高齢化へ向かって激動する中で、今回は特に注目されつつある家族信託を含めた遺言信託を中心に加筆致しました。

超高齢化社会を迎えるにあたり、円滑な御本人自身の生活を確保しながら、自分自身の財産管理をどのように進めたらよいのかの道しるべになっていたいだければさいわいです。

このような対策は結果的には残された家族のためを含めた御本人自身の終活への対策になります。

また、配偶者がいても子供のいない方、独身の方にとっても将来の自身の介護、財産、管理、承継にとって大変重要なことです。その方々も含めお手伝いになれば光栄です。

まず、身近な一般的な対策としては遺言書を作成することは前回も申したとおりです。次に任意後見契約と財産管理委任契約の締結も必要となる場合があります。

そして昨今、成年後見制度と並んで脚光を浴びつつあるのが家族信託というものです。

これらは健康で判断能力の正常な時に、土地や財産などを信頼できる人に託し（信託）、本人自身が死亡したときに遺言を用いて受遺者に相続、遺贈することも可能です。

その対策として、遺言（別冊パンフレット円滑な相続対策への道・終活）成年後見制度任意後見契約財産管理契約P3、家族信託P4、成年後見制度と家族信託のちがいP5、を項目ごとに簡略にまとめたしだいです。具体的な内容につきましては、項目ごとに御説明させていただきます。

最後に円滑な相続対策への道改訂版が、より良き終活に向けて、お役に立てれば光栄です。

目 次

1. はじめに……………P 1
2. 成年後見制度 任意後見契 約財産管理契約…P 3
3. 家族信託……………P 4
4. 成年後見制度と家族信託のちがい……………P 5
5. 法定後見制度と任意後見制度のちがい……………P 5
6. 遺言信託……………P 6

成年後見制度任意後見契約財産管理委任契約

1. 成年後見制度

成年後見制度は精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、家庭裁判所に申立し、親族の中から選任（親族後見）若しくは専門職（第三者後見）の方に、被後見人の援助してくれる人（財産管理、身上介護）を選任してくれる制度。

親族である申立人が後見人になると申立をしても、諸般の事情により、専門職が後見人になることもあります。また、一度申立をしたら、申立人が一方的に取り下げることができません。

成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度の利用の内容、成年後見人の権限や任意後見契約の内容などをコンピューターシステムにより法務局で登記して、登記官が登記事項証明書を発行して情報を適正に開示することによって、判断能力の衰えた方との取引の安全を確保するものです。

2. 任意後見契約

本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容を後見する人。あらかじめ支援者の間で契約を行う制度。「自宅で生活したい」「望みの介護施設に入りたい」「病気になんでも困らないようにしたい」その際支援してくれる人を事前に決めておく。

任意後見制度の流れ…信頼できる人（家族友人、司法書士、弁護士等の専門家）と公証人役場で公正証書を作成→認知症の症状がみられるようになってきた→家庭裁判所へ申立→裁判所が選任した任意後見監督人が任意後見人の財産管理状況を定期的にチェックする制度。→任意後見人が任意後見契約で定められた仕事を家庭裁判所の選任された後見監督人の監督のもとに後見業務を行う。

3. 財産管理委任契約

財産管理委任契約とは、自分の財産の管理やその他の生活上の事務の全部または一部について代理権を与える人を選んで具体的な管理内容を決めて委任するものです。財産管理契約は当事者間のみで効力を生じ、内容も自由に定めることができます。よって、財産管理契約は判断能力の減退がない場合に、利用できる点です。

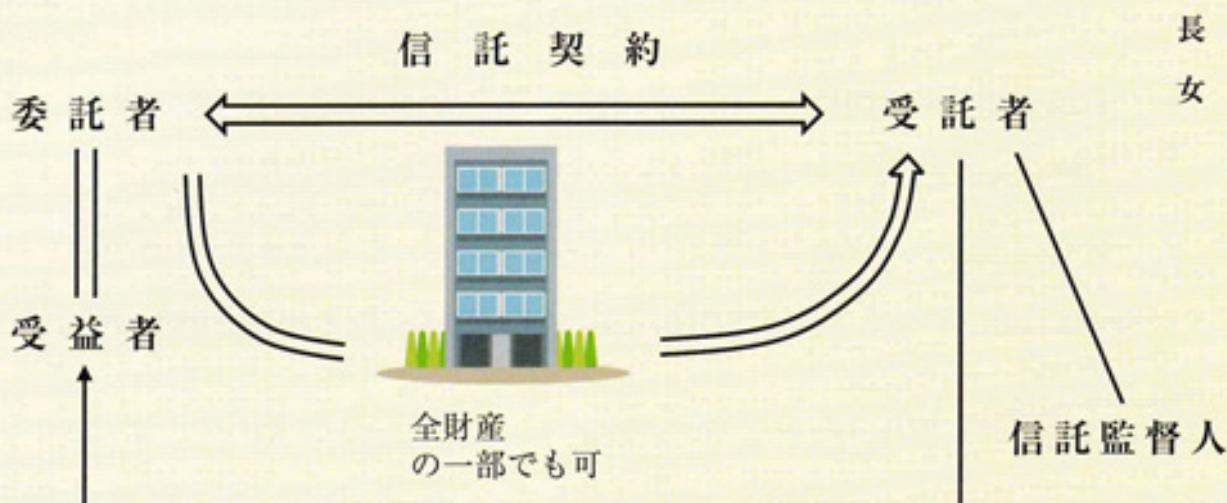
家族信託

家族信託とは、資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活、介護等に必要な資金の管理及び給付」等に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理、処分を任せる仕組みです。

成年後見に代わる財産管理「家族信託」

(自益信託)

※委託者兼受益者（自益信託という）が典型例



受益権（運用収益などの利益）

- ① 委託者…財産を持っている人
 - ② 受託者…財産を管理する人
 - ③ 受益者…利益を享受する人
 - ④ 信託監督人…受託者を監督する人
- 信託構成上①乃至③必須

ケースによっては、受託者を法人化して、営利を目的としない一般社団法人として、法人で財産管理をしていくことも選択肢の一つです。

成年後見制度と家族信託のちがい

| | 成年後見 | 家族信託 (典型例の自益信託) |
|--------------------|--|---|
| 判断能力（認知症等）低下後の相続対策 | 継続できない | 継続できる |
| 財産管理人 | 裁判所の判断 ・親族が後見人になった場合後見監督人が選ばれる可能性大。 ・財産が多い場合第三者（司法書士、弁護士）が選任の可能性大。 | 本人が本人の家族を選べる。 ・無報酬が原則 〔信託銀行の場合は、民事信託の枠外で商事信託という。報酬が発生する。〕 |
| 財産管理の報告 | 毎月乃至3ヶ月ごと必要 司法書士、弁護士3ヶ月乃至6ヶ月 | 不要 |

自益信託… 委託者自身が受益者となる信託。委託者が受託者に財産権の移転。（典型例）

他益信託… 委託者以外の第三者が受益者となる信託。委託者が受益者に財産権の移転。（資産税がかかる）

自己信託… 同一人が委託者と受託者を兼ねる信託。…特定の者が一定の目的に従い自己の有する財産、処分その他該目的の達成のための意思表示を公正証書とする。

信託法3条3号

法定後見制度と任意後見制度のちがい

| 法定後見制度 | 類型 | 判断能力 | 援助者 |
|--------|--|---------------|-----|
| | 後見 | 判断能力が欠けている方 | 後見人 |
| | 保佐 | 判断能力が著しく不十分な方 | 保佐人 |
| | 補助 | 判断能力が不十分な方 | 補助人 |
| 任意後見制度 | 本人の判断能力が不十分になったときにあらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度。 | | |

遺言信託

委託者がその第三者に信託して、委託者生存中は委託者自身がその第三者に信託して、主なものとして委託者生存中は委託者自身を受益者として委託者死亡後については受益者を委託者の配偶者や子とすることにより、自己の死後における財産の配分を図る制度です。

◎遺言信託を設定する場合

事例 私は、数年前に妻を亡くし、現在は障害を持つ長男と暮らしています。私の死後、長男の世話をしてくれる私の娘で長男の妹に、遺言信託を設定して、長男の生活資金としようと思っています。

◇遺言信託を設定する公正証書遺言

平成〇〇年第〇〇号

遺言公正証書

遺言者甲山良男は、本遺言書により次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、以下のとおり信託する。

1 信託の目的

受益者の生活の安定を図るため、その生活・療養に必要な資金の給付を行うこと。

2 受託者 遺言者の長女

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

名称 長女 良子

3 受益者

遺言者の長男良太郎（平成〇年〇月〇日生）

4 信託期間

長男良太郎が死亡するまで

5 信託財産

遺言者の所有する下記資産を換価処分し、諸費用、当該資産換価に係る公祖公課等を支弁した残金

6 信託財産の給付方法

信託を受けた日から2か月を経過した日以降、毎月20万円を給付する。

遺言信託

7 受託者（指図権者）

長男良太郎その妹である良子（平成〇年〇月〇日生）を受託者とし、良子が医療費の思弁など長男良太郎の利益のため必要と認めるときは、良子の指示により、上記定期給付以外に、臨時の給付を行うことができる。

8 残余財産の帰属権者

長男良太郎の死亡により信託が終了するときは、残余財産は、良子に帰属させるものとする。

9 その他の事項は、受託者の定める金銭信託約款の定めるところによる。

10 遺言執行者 何某

以上

平成〇〇年〇月〇日

遺言者 甲山良男 ㊞

<ポイント>

信託について

本文例は、信託を利用して、他人に財産を信託して受益者を自分の子や配偶者その他の者にすることによって、委託者の死亡後も受益者に財産を配分することができるようになる遺言です。親亡き後の障がい者などケアをする者の扶養のために、例えば、障がい者を持つ親が、自己の死後も子の福祉を維持するために、自己の財産を信頼できる受託者に信託するというものです